

通勤手当返納額計算書

所属名 所属コード		氏名 職員番号	
--------------	--	------------	--

1 現在の認定状況

No	通勤方法	区 間	乗車券の種類	支給単位	支給開始月	金 額	備 考
1		～		月	年 月	円	
2		～		月	年 月	円	
3		～		月	年 月	円	
4		～		月	年 月	円	
1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の合計額が55,000円を超える場合の支給額						円	

2 返 納

(1) 返納事由及び返納発生月(規則第15条の2)

返 納 事 由 (第1項)	支給要件の欠如 (第1号)	通勤経路等又は運賃等の 額の変更 (第2号)	月の中途から2以上の月に わたる休職等 (第3号)	月の初日から末日まで長期出 張等により通勤しない(第4号)
事由発生年月日	年 月	年 月 日	年 月 ^{※2} 日	年 月 日
返納事由発生月 (第2項)	年 月 ^{※1}	年 月 ^{※1}	年 月	年 月 ^{※3}

※1 その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月

※2 年休等休暇に継続して休職期間が開始した場合にあっては、通勤しないこととなった日

※3 病気休暇等の期間がその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、通勤しないこととなる月

(2) 返納額

ア 1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の合計額が55,000円以下の場合

返納事由 (第1項)	払戻し対象交通機関等	返 納 額	
		上記返納事由発生月の末日に定期券の払戻しをした ものとして得られる額(払戻金相当額)	
第1号 第3号 } の場合 第4号	すべての交通機関等 (名称を記入)		円
			円
			円
第2号 の場合	55,000円以下 ^{※4}	変更のあった交通機 関等(名称を記入)	円
			円
	55,000円超 ^{※5}	すべての交通機関等 (名称を記入)	円
			円

※4 通勤手当の額の改定後、1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の合計額が55,000円以下となる場合

※5 通勤手当の額の改定後、1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の合計額が55,000円を超えることとなる場合

イ 1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の合計額が55,000円を超える場合

返納事由 (第1項)	払戻し対象 交通機関等	返 納 額	
第1号 } の場合 第2号 } 第3号 } 第4号 }	すべての 交通機関等	① 通勤手当の額を支給単位期間 の月数で除した額 × (最長)支給単位期間 の残数 [円] [箇月]	円
		②+③+④+⑤の額	円
		②事由発生月の末日の払戻金相当額	
		③未使用定期券の価額	
		④回数乗車券等×残月数 ⑤自動車等×残月数	
「①」又は「②+③+④+⑤」のいずれか低い額			円

返 納 額	円
-------	---